

## インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議の設置について

平成 25 年 10 月 4 日 関係省庁 申合せ  
 平成 26 年 12 月 3 日 一部改正  
 平成 27 年 10 月 8 日 一部改正  
 平成 29 年 9 月 4 日 一部改正  
 令和 3 年 10 月 13 日 一部改正  
 令和 4 年 9 月 28 日 一部改正  
 令和 5 年 12 月 18 日 一部改正

1. インフラの老朽化対策に関し、関係府省庁が情報交換及び意見交換を行い、連携を図るとともに、必要な施策を検討・推進するため、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

議	長	内閣官房副長官補
副	議	国土交通省総合政策局長
構	成	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	員	デジタル庁統括官
		内閣府大臣官房長
		内閣府科学技術・イノベーション推進事務局統括官
		警察庁交通局長
		こども家庭庁長官官房長
		復興庁統括官
		総務省大臣官房総括審議官
		法務省大臣官房長
		外務省大臣官房長
		財務省大臣官房審議官
		文部科学省大臣官房総括審議官
		厚生労働省大臣官房長
		農林水産省農村振興局長
		経済産業省産業技術環境局長
		環境省大臣官房長
		防衛省大臣官房施設監

オブザーバー 衆議院事務局庶務部長  
参議院事務局管理部長  
国立国会図書館総務部長  
最高裁判所事務総局経理局長

3. 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 連絡会議(幹事会を含む。以下同じ。)の庶務は、関係行政機関の協力を得て、国土交通省において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(参考)

## インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議幹事会

議長	長	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
副議長	長	国土交通省総合政策局社会資本整備政策課長
構成	員	デジタル庁統括官付参事官
		内閣府大臣官房企画調整課長
		内閣府科学技術・イノベーション推進事務局参事官（重要課題担当）
		警察庁交通局交通規制課長
		こども家庭庁長官官房参事官（会計担当）
		復興庁インフラ整備班参事官
		総務省大臣官房企画課長
		法務省大臣官房施設課長
		外務省大臣官房会計課長
		財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
		文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
		文部科学省研究振興局参事官（ナノテクノロジー・物質・材料担当）
		厚生労働省大臣官房会計課長
		農林水産省農村振興局設計課長
		経済産業省産業技術環境局研究開発課長
		環境省環境再生・資源循環局総務課長
		防衛省整備計画局施設計画課長
オブザーバー		衆議院事務局庶務部営繕課長
		参議院事務局管理部営繕課長
		国立国会図書館総務部管理課長
		最高裁判所事務総局経理局営繕課長